

必要書類

- ☐ 若者定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 入居者全員の住民票
- ☐ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ☐ 町税の未納が無いことの証明書（町外転入者で固定資産税の課税が無い場合は不要）
- ☐ 定住確約書（様式第2号）
- ☐ 町内会加入証明書（様式第3号）
- ☐ 口座振替申込書
- ☐ その他町長が必要と認める書類

資格喪失

- 1 夫婦の離婚等により離別又は別居したとき。ただし、離別後に子供と同居する場合は除く。
- 2 生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。
- 3 当該民間賃貸住宅から転居したとき。ただし、この要綱で補助対象の民間賃貸住宅に転居した場合はこの限りでない。
- 4 家賃額が二万円以下となったとき。

*** 2年以上継続して定住することが資格要件となっております。**

定住期間が2年未満で町外へ転出した場合は補助金全額返還していただきます。

注意事項

☐ 3か月を超えてからの申請の場合

入居後3か月以内に補助の要件を満たしていることが必要であり、3か月経過後に要件を満たしたものは補助対象外となる。

例）入居後又は結婚後3か月経過後に町内会に加入した。（他の要件は3か月以内に満たしていた）

申請後の手続きの流れ

